**平成２７年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

**【詳細編】**

平成２６年７月

大阪府

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．特区の取組みを核とした大阪の競争力強化･････････････････････････････････････**

**1**

**２．中小企業に対する資金支援の充実・強化････････････････････････････････････････ １**

**1**

**３．中小企業等の経営安定化等の対策強化････････････････････････････････････････････････２**

**2**

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････３**

**3**

**２．労働環境の向上････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**5**

**３．職業能力開発制度の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････６**

**5**

**４．あいりん地域対策の強化･･･････････････････････････････････････････････････････････････････６**

**6**

**５. ホームレスの人等の就労自立支援等････････････････････････････････････････････････８**

**8**

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方自治体への移管･････････････････････････････････････････････････････**

**9**

**２．運輸事業振興対策の推進･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**9**

**３．都道府県における計量行政のあり方･････････････････････････････････････････････････９**

**9**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．特区の取組みを核とした大阪の競争力強化**

**（１）国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組みの充実強化**

本年度、大阪を含む関西圏が指定を受けた「国家戦略特区」について、大阪・関西には、我が国を代表するバッテリーや水素等のエネルギー関連企業や研究機関等が集積し、多数の革新的技術の研究・事業化検討が進められていることから、その利点を活かすためにも、今後予定されている指定において、エネルギー分野を追加すること。

また、平成２３年１２月に指定を受けた「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取組みとあわせて、法人税の大胆な引き下げ等、企業が活動しやすくなるための必要な環境整備を図ること。

**（２）水素関連産業の振興**

燃料電池自動車の本格市場導入に必須の水素ステーションについて、大阪・関西には圧縮機や水素タンクなど高度な技術を有する関連企業が集積しており、それらの企業が進めている水素ステーションの整備を促進する観点から、必要な規制改革を着実に実施するとともに、設置事業者への支援として財源措置の一層の充実を講じること。

また、水素関連アプリケーションの実用化や水素エネルギーの利活用実証等の実施に向け、必要な規制緩和及び財源措置を講じること。

**（３）創薬支援等に係る機能強化**

大阪・関西から革新的な医薬品、医療機器、再生医療製品が次々と生み出されるよう、PMDA関西支部の機能強化に向けて、大学・研究機関等における人材育成や研究基盤への財政支援等、必要な措置を講じること。

　　　また、来年度設立予定の（独）日本医療研究開発機構の創薬にかかる司令塔機能を、現在、（独）医薬基盤研究所の創薬支援戦略室やPMDA関西支部がある大阪に設置すること。

**２．中小企業に対する資金支援の充実・強化**

**（１）中小企業等への円滑な資金供給の確保**

中小企業金融円滑化法の終了後、国においては、金融機関に対する検査・監督指針を示すなど、総合的な対策が講じられているが、引き続き、中小企業に対する融資姿勢の後退や過度の金利上昇等が生じないよう、金融機関への更なる指導及び監督に努められるとともに、経済・金融情勢の変化に的確に対応し、金融支援をはじめ、経営支援・事業再生支援の取組みなどについて一層の充実・強化を図られたい。

また、セーフティネット保証5号については、対象業種の見直しが行われているが、業況の回復には地域差が生じていることや、原油・原材料価格の高騰などによる利益の減少など、中小企業を取り巻く経営環境を十分に踏まえ、対象業種見直しの実施時期及び業種選定について慎重を期して行われたい。併せて、対象外業種に属する企業においても、小口零細企業保証制度に係る限度額の引き上げや別枠化を行うことなどにより、中小・零細企業への円滑な資金供給が確保されるよう図られたい。

さらに、責任共有制度が主流となる中、中小・零細企業の資金調達に支障を来たすことのないよう、引き続き、中小企業の実情に応じた制度とするとともに、金融機関の中小企業に対する融資姿勢の後退や過度な金利上昇が生じないよう、金融機関に対する指導、監督を適宜適切に実施されたい。

**（２）信用保証協会の経営基盤の強化、信用補完制度の充実・強化**

国においては日本政策金融公庫の信用保険会計への出資など、必要

な財政措置を講じられているところであるが、引き続き、中小企業へ

の資金供給に支障が生じないよう、必要な財源措置を講じられたい。

　さらに、持続可能な信用補完制度の構築に向け、個々の企業のリスクに応じた適正な保証料率、保険料率の設定のあり方等について、抜本的な検討を行うとともに、保険料率の引き上げ等の現行措置が信用保証協会の経営基盤に与える影響を十分考慮し、中小企業への金融円滑化の妨げとならないよう、必要な財源措置もあわせて講じられたい。

**（３）新設備貸与制度の円滑な実施**

　　平成27年度からの実施が検討されている「新設備貸与制度」については、都道府県の資金負担割合の軽減、事業原資のみ（貸倒基金なし）の負担での事業実施、事業原資の借入れ上限の撤廃、中小機構から都道府県への迅速な貸付けなど、都道府県の実情に応じて円滑に取組める制度となるよう、都道府県や貸与機関の意見を尊重されたい。

**３．中小企業等の経営安定化等の対策強化**

**（１）下請中小企業対策の強化**

　　　下請中小企業に対し、経営基盤の強化促進や取引あっせん事業の充

実に万全を期するとともに、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法

の厳格な運用を図られたい。

**（２）商業活性化施策の充実・強化**

高齢者や子どもたちを含めた地域住民が集うコミュニティの拠点

として、意欲的な取組みを進める商店街や中小小売商業者に対する支

援策の充実・強化を図られたい。

　なお、現在、商店街等への国庫補助金は、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、早期に地方自治体に権限・財源を移譲することを検討されたい。

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実**

**（１）若年者に対する雇用対策の充実**

①　若者に対する職業意識の醸成、保護者・学校教員など若者の支援者に対

する知識向上等についても「若年者地域連携事業」の対象とされたい。

② 若年無業者対策については、地域の若者の実情をよく理解している地

　方自治体等の支援団体を活用するとともに、地方自治体に新たに事業の

実施を求める場合は、国において必要な財源を措置されたい。

　　③　学卒等、若年未就職者の支援については、地域の産業界や自治体を積

極的に活用するとともに、非正規労働者の不安定雇用を安定した雇用の

確保につなげるため、国において必要な財源を措置されたい。

**（２）女性の就業支援の強化**

子育てや介護等のため離職した女性の再就職支援や、若年女性を就業に

誘導し、働き続けるための支援を地方自治体の就労支援機関で効果的に実

施できるよう、施策を構築されたい。

併せて、学生に対するキャリア教育から、雇用者である企業に対する働きかけまで、社会全体で女性が働く機運を盛上げる仕組みを整備されたい。

これらの取組みが、地方自治体の実情に応じて柔軟に展開できるよう基

金を創設する等、必要な財源を措置されたい。

**（３）障がい者への雇用対策の強化**

平成３０年４月からの精神障がい者の雇用義務化と、これに伴う法定雇

用率の引き上げ動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用拡大及び職場定着を

促進するため、以下の施策を充実されたい。

① 発達障がい者や高次脳機能障がい者を含む精神障がい者及び事業主への支援策の構築並びに事業主への雇用啓発活動の充実・強化を図られたい。

②　法定雇用率未達成である全ての事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求められたい。さらに企業名の公表を実施後もなお、雇用状況の改善が見られない企業に対し効果的な制裁措置が講じられるよう、障害者雇用促進法において罰則規定を定められたい。

　　　　なお、罰則規定が設けられるまでの間、少なくとも国と取引関係にあ

る事業主のうち、法定雇用率未達成である事業主に対する指導を強化さ

れたい。

③　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国においても同制度の導入を検討されたい。

④　特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を拡大するなど、事業主に

対する各種助成金制度の拡充に努められたい。とりわけ、障がい者を多

数雇用する中小企業の事業主に対する助成金を充実させるとともに、障害

者雇用納付金制度では、支給を受けるために必要な障がい者数の引き下げ

を図られたい。

⑤　身体障害者手帳等を有していないが、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者についても、雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加されたい。

⑥　障害者就業・生活支援センターの支援対象となる障がい者は増加し続けており、同センターにおいて支援活動が十分に行われるよう、雇用支援体制の充実を図られたい。

⑦　障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の利用を希望する事業主が増加している状況を踏まえ、必要な財源を確保されたい。

⑧　聴覚障がい者等の職場定着の成果を上げるため、就職前後の支援を行う国の手話協力員制度との一体的な運営を図る観点から、本府独自で実施している聴覚障がい者等ワークライフ支援事業を、国の雇用支援制度のひとつとして創設されたい。

　　また、現行の手話通訳担当者の委嘱助成金に加え、難聴・中途失聴者への要約筆記の提供など、職場内での情報保障及びコミュニケーションの確保に配慮する事業主に対し、助成金の拡充を図られたい。

**（４）「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」交付制度の条件緩和**

　　　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき指定されたシルバー人

材センターと同様の活動をしていながら、法人格がなく事業規模が小さい

ため、国の交付要件を満たさず国庫補助金を活用できない「ミニシルバー」

についても、補助対象とされるよう条件を緩和されたい。

**（５）地域人づくり事業の継続・拡充**

緊急雇用創出事業「地域人づくり事業」は、将来にわたり雇用の確保や地域の活性化に資するものであるため、継続・拡充を図られたい。

また、企業が緊急雇用創出基金事業に参入しやすくなるよう、現在の実費精算方式を改め、諸経費などの計上を認めるなど、利益が生じる運用に改善されたい。

**２．労働環境の向上**

**（１）ブラック企業への指導・監督の強化**

主に若年正社員に対し、過度な長時間労働やサービス残業等の違法な労

働を強要するなどのいわゆるブラック企業が問題になっている。

このような労働基準法等の労働関係法令に違反している企業に対し、指

導・監督を一層強化されたい。

**（２）非正規労働者の処遇改善を図るための取組みの推進**

非正規労働者の処遇改善を図るため、改正パートタイム労働法等労

働関連法令の周知徹底に努めるとともに、正規労働者との均衡のとれ

た待遇確保、正社員化の促進等が図られるよう、事業主に対する支援、

助言・指導の強化など、実効性のある取組みを一層推進されたい。

**（３）最低賃金の引き上げ**

　　　地域別最低賃金について、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセー

フティネットとして十分に機能するよう、政労使会議等の合意内容を十分

勘案し、引き続きその引上げに努められたい。

**（４）派遣労働者に対するセーフティネットの強化**

　　　派遣労働者における雇用の安定に向けた取組み、職業訓練や雇用保

険の拡充など、引き続きセーフティネットの強化に努められたい。

**（５）ワークライフバランスの実現を図る取組み強化**

ワークライフバランスの実現を図るため、労働時間等の設定が労働者の健康と生活に配慮されるよう、以下の取組みを一層強化されたい。

①　所定外労働時間の削減等による総労働時間の短縮や賃金不払い

残業の解消に向けた事業場への指導・監督を強化されたい。

②　長期休暇や連続休暇制度の早期導入をはじめ、年次有給休暇の

取得促進に向けた事業主への啓発、支援策を拡充されたい。

**３．職業能力開発制度の充実**

**（１）訓練手当の所得要件の基準改正**

　　職業訓練を受講する障がい者や母子家庭の母等に対して都道府県が支給

する訓練手当の支給基準は国が定めている。その支給基準では、身体障が

い者と母子家庭の母等には、本人と配偶者の合計所得に対して支給制限が

ある一方で、知的障がい者と精神障がい者には所得による支給制限がなく、

受給対象者間でのバランスを欠くこととなっている。限られた一般財源を

有効活用するため、訓練手当の支給にかかる所得要件については、全ての

受給対象者間で等しいものとなるよう、改められたい。

**（２）離職者等再就職訓練事業等に係る財源支援**

離職者訓練等の委託事業に従事する府職員の人件費を、国負担とさ

れたい。

**（３）ジョブ・カード制度の改善**

ジョブ・カードを社会で一般的に流通している日本工業規格の履歴書に

替わるものとして、広く企業等へ普及させること。

ジョブ・カードの交付は、ジョブ・カード講習を受講・修了して、厚生

労働省に登録された者（登録キャリア・コンサルタント）が行うが、公共

職業訓練施設の職員（職業訓練指導員）については、更新の条件を緩和す

るなど、より柔軟な取り扱いを求めるものである。

また、ジョブ・カードの交付には、訓練時間外に１人当たり２～３時間

の面談（生徒のキャリアの棚卸し）を実施する必要があるが、訓練時間内

である普通学科（職業・生活指導）の訓練とみなすことが適当であるため、

訓練時間内での実施を求めるものである。

**４．あいりん地域対策の強化**

**（１）国における抜本的な総合対策の推進**

関係省庁共同による組織体制の整備や事業予算の確保などにより、

あいりん地域の現状を見据えた日雇労働対策を実施するとともに、

福祉、住居、保健衛生、生活環境等広範囲な分野にわたる抜本的な総

合対策を推進されたい。

**（２）日雇労働者の雇用対策の充実**

①　建設産業の変容に伴い、あいりん地域における労働力の需給バラ

ンスが大きく崩れていることから、全国的規模での就労斡旋の実施

など広域的・総合的な観点から日雇労働の需給調整に取り組まれる

とともに、建設業以外の職種への転換を容易にするための施策を

充実されたい。

②　公共事業の執行にあたっては、年間における日雇労働需要の変動

を抑制し、就労機会の均一化を図られたい。

③　高齢日雇労働者の就労は、特に厳しい状況にあることから、特別

就労事業の創設など、実効性のある対策を実施されたい。

**（３）日雇労働者の雇用環境等の改善**

　　①　地域における就労経路の適正化を図るため、求人行為の集中する

時間帯に巡回指導を行い、求人事業所に対して「建設労働者の雇用

の改善等に関する法律」に基づく「募集に関する事項の届出」の遵

守及び「雇用に関する文書の交付」の徹底、職業安定法に違反する

求人行為の防止など指導の強化に取り組まれたい。併せて、いわゆ

る労災隠しを防止するため、事業主に対して労働災害発生時の適切

な対応について、なお一層の啓発指導に取り組まれたい。

②　事業主に対し、雇用保険制度の加入を促進するとともに、生活

の安定を図るため受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

③　全ての事業所において健康保険日雇特例被保険者手帳に印紙の

貼付を受けることができるよう措置を講じられたい。

④　建設日雇労働者の退職金共済手帳の取得が促進されるよう、建設業退職金共済制度の円滑かつ確実な履行の確保を図られたい。

⑤　現行の日雇労働者等技能講習事業をより効果的に推進するため、

受講に伴う生活上の支援措置を講じられたい。

⑥　平成27年度までに「あいりん労働福祉センター」の耐震対策を

行うにあたり、国において同施設の管理運営に必要な所要の措置を

講じられたい。

また、地域の日雇労働者を取り巻く状況が変化してきたことを踏

まえ、施設の今後のあり方について早急に示されたい。

**（４）あいりん地域における職業紹介のあり方検討の実施**

　　　公益財団法人西成労働福祉センターにおいて実施している日雇労

働者に対する職業紹介は、建設投資の減少や加速する日雇労働者の高

齢化、若年不安定就労層の建設労働への流入、携帯電話の活用等によ

る労働者の募集方法の変容等、様々な構造的な課題を有する。このた

め、現在では、地域の日雇労働者に対する労働需要の大幅な減少がみ

られ、回復が見込めない状況にある。

こうした現状を踏まえ、国として同地域における職業紹介事業のあ

り方について抜本的検討を行い、適切な措置を講じられたい。

併せて、当面、同センターが職業紹介事業を実施するにあたり、必

要な財政措置を講じられたい。

**（５）東日本大震災の復興等事業に関わる求人の適正化等**

「あいりん地域」において、適切な職業紹介を実施する観点から、

国においても、以下の事項について、万全の対応を図られたい。

①　建設事業主等への指導徹底

建設事業主や事業主団体に対し、適正な労働条件の明示及び安全、

快適な労働環境の整備状況について、機会あるごとに指導されたい。

　　　　特に、除染作業をはじめとする放射線障害が懸念される業務に

ついて、労働者の安全管理の徹底を指導されたい。

②　不適正事案発生時における迅速かつ適切な対応

求人事業所における不正な事案及びそれが疑われる事案が発生

した場合、遠隔地での事案を含め、指導・処分の権限を有する国に

おいて、的確な事実関係の把握及び迅速かつ適切な対応を行われる

とともに、不正な求人事業所に対して厳正な処分を図られたい。

さらに、その経過や結果については、今後の適正な求人受理を担

保する観点から、職業紹介事業所に情報を提供されたい。

**５．ホームレスの人等の就労自立支援等**

**（１）ホームレスの人等の就労機会の確保・提供**

①　「ホームレス自立支援センター」に入所するホームレスの人の就

職率が40％台に留まっており、モチベーション向上のための個別

カウンセリングや就職への意識を高めるセミナーなど、就職率を更

に高めるための施策を充実されたい。

②　国所管の河川・道路などの公共施設の維持・管理業務に、ホーム

レスの人等が優先的に従事できる就労支援策を組み込まれたい。

③　民間企業において常用雇用の促進が図られるよう、ホームレスの

人等を「特定求職者雇用開発助成金制度」の対象者とするなど雇用

奨励施策を充実されたい。

④　ホームレス等就業支援事業は、ホームレスの人や住居喪失不安定就労者に対し常用就職などの安定した就労機会の確保や就業による自立促進に必要不可欠であることから、今後とも安定的かつ継続的な財源を確保されたい。

**（２）ホームレス化の予防支援**

①　あいりん地域においては、高齢日雇労働者の就労機会が激減して

おり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多

数存在することから、就業機会の確保など、労働対策を講じられたい。

②　ホームレス化予防の観点から、本府があいりん地域高齢日雇労働

者を対象に実施している公的就労機会の提供事業を円滑に進める

ため、必要な措置を講じられたい。

**（３）住居喪失不安定就労者に対する住居確保の支援**

住居喪失不安定就労者が、より安定した雇用機会を確保するため、

「総合支援資金貸付」、｢住宅支援給付｣等、住居確保支援策の円滑な

実施を図られたい。

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１　ハローワークの地方自治体への移管**

ハローワークについては、出先機関の原則廃止に向けた取組みが確

実に進むよう、誠実に対応されたい。

当面、ハローワーク特区及び一体的取組みにおける地方の提案に沿っ

て速やかに移管可能性の検証を行い、移管を実現するよう、配慮されたい。

**２．運輸事業振興対策の推進**

　　地方トラック協会及び全日本トラック協会は、貨物自動車運送事業法に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として国土交通大臣に指定され、同大臣の指導監督の下、同法に規定する事業（以下「適正化事業」という。）を実施している。

また、地方トラック協会からの出捐金により、全日本トラック協会は全　国規模で上記事業を含む各種事業（以下「出捐金事業」という。）を実施している。

適正化事業及び出捐金事業を実施するための必要な費用については、運　輸事業の振興の助成に関する法律に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところであるが、適正化事業については法令に基づき国土交通省が地方トラック協会及び全日本トラック協会に実施させている事業であり、

また、出捐金事業については全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国と地方の役割分担を踏まえ国費で措置されたい。

もしくは、出捐金については都道府県がその使途に関与できないという　問題点があり、公金の適正執行の観点から、本府においては出捐金を負担することが困難な状況であるため、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直されたい。

**３．都道府県における計量行政のあり方**

**（１）検査・検定における民間活力の導入促進**

計量行政の自治事務化から10年以上が経過し、都道府県間格差が拡大

するなど様々な課題が生じている実情を踏まえ、計量業務の統一性の維

持等の観点から、国、地方自治体、民間の役割分担を見直す必要がある。

当面、指定検定機関の指定基準の緩和をはじめ、指定検定機関制

度等の見直しを行うことで、検査・検定における民間活用の促進を

図るなど、「計量制度検討小委員会報告書（平成20年）」で示された

計量行政のあり方の具体化に努められたい。

**（２）計量教習の実施拡大**

　 　独立行政法人産業技術総合研究所計量研修センターで実施されてい

る計量教習を、関西センター（大阪府池田市）においても実施されたい。